

外郭団体に関する特別委員会資料

令和 3 年 度

公立大学法人 神戸市看護大学  
事業概要

健 康 局

# 目 次

I	法人設立の趣旨	1
II	法人の概要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設 立 年 月 日	2
4	資 本 金	2
III	法人の機構・教職員数	3
1	機 構	3
2	教 職 員 数	4
3	役 員	5
IV	公立大学法人神戸市看護大学定款	6
V	令和2年度事業報告	13
1	事業の概要	13
2	損益計算書	16
3	貸借対照表	17
4	損益明細書	18
5	キャッシュ・フロー計算書	19
6	行政サービス実施コスト計算書	20
VI	令和3年度事業計画	21
1	事業計画	21
2	経営改善の取組み状況	23
3	予定損益計算書	24
4	予定損益明細書	25
5	資金計画	26
VII	主要事業の推移（平成30年度～令和2年度）	27

# I 法人設立の趣旨

神戸市看護大学は、保健医療に関する質の高い教育研究活動に取り組み、その成果を絶えず地域社会に還元すること及び豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材を育成することを通じて、学術の発展と市民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成8年4月、4年制看護大学設置が強く求められる中、神戸市看護大学が開学し、平成12年4月、高度な臨床能力をもつ看護専門職や教育者・研究者・管理者の人材養成に資するとともに、看護学研究のさらなる推進をめざし、大学院が設置された。

平成31年4月には、自律的・効率的で、透明性の高い大学運営体制を構築し、魅力的な大学づくりを推進するため、公立大学法人に移行し、中期目標で掲げた「社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ、看護人材の育成」、「学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等による、大学ブランドの確立」、「業務運営及び財務内容の改善」に沿って大学運営を推進していく。

## Ⅱ 法人の概要

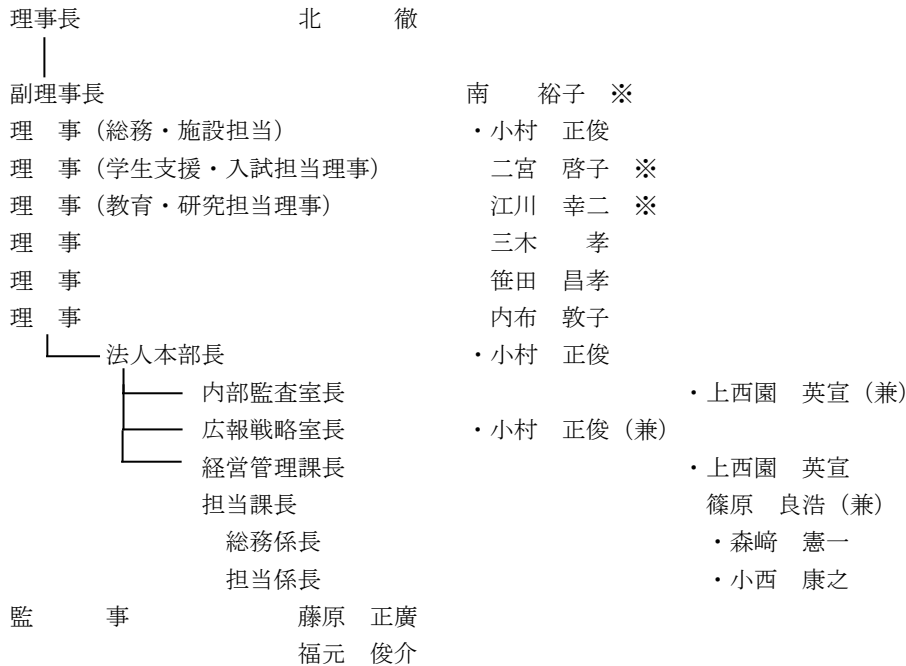
1. 名称 公立大学法人 神戸市看護大学
2. 所在地 神戸市西区学園西町3丁目4番地
3. 設立年月日 平成31年4月1日
4. 資本金 8,340,000千円（全額本市出資）

### Ⅲ 法人の機構・教職員数

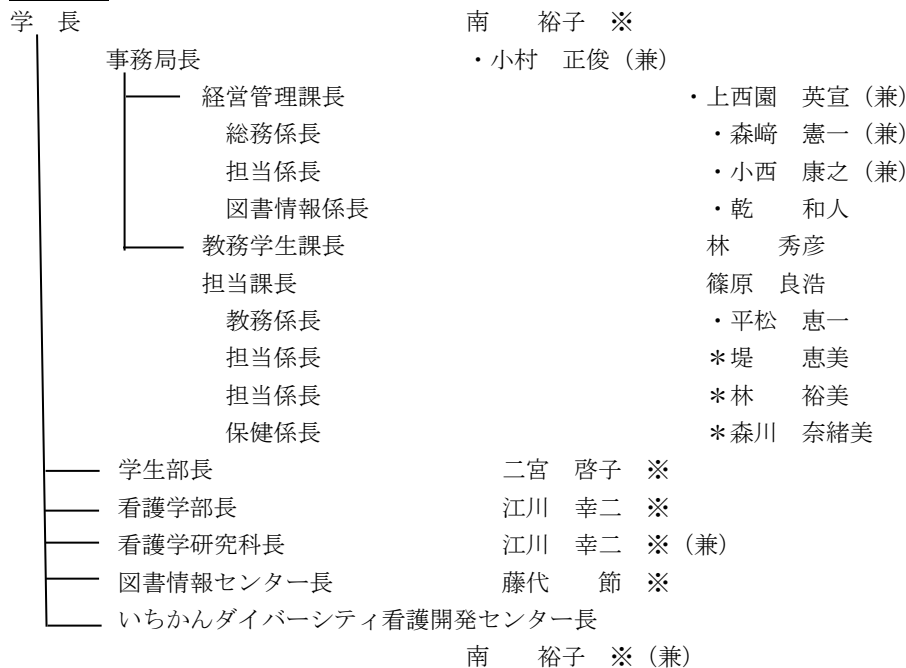
#### 1. 機構

(・印は市派遣職員、\*は市再任用職員、※は教員を示す。)

##### 法人組織



##### 大学組織



## 2. 教職員数

### (1) 教員数

令和3年7月1日現在

	教授	准教授	講師	助教	計
看護学科	18	13	6	20	57

(注) 副理事長1人、理事2人を含む。

### (2) 職員数

令和3年7月1日現在

所属	課長級	係長級	係員	計
経営管理課	1 (1)	3 (3)	11 (6)	15 (10)
教務学生課	2	4 (4)	8 (4)	14 (8)
計	3 (1)	7 (7)	19 (10)	29 (18)

(注) ( ) 内は市派遣職員(再任用職員含む)で内数を示す。

### 3. 役員

令和3年7月1日現在

役員の種類	氏名	備考
理事長	北 徹	
副理事長	南 裕子	学長
理事	小 村 正 俊	総務・施設担当 法人本部長兼事務局長兼広報戦略室長
理事	二 宮 啓 子	学生支援・入試担当 学生部長
理事	江 川 幸 二	教育・研究担当 学部長、研究科長
理事	三 木 孝	
理事	笹 田 昌 孝	
理事	内 布 敦 子	
監事	藤 原 正 廣	
監事	福 元 俊 介	

## IV 公立大学法人神戸市看護大学定款

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、保健医療に関する質の高い教育研究活動に取り組み、その成果を絶えず地域社会に還元すること及び豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材を育成することを通じて、学術の発展と市民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### (名称)

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）とする。

#### (大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、神戸市看護大学を神戸市西区学園西町3丁目4番地に設置する。

#### (設立団体)

第4条 法人の設立団体は、神戸市とする。

#### (事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を神戸市に置く。

#### (法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

#### (公告の方法)

第7条 法人の公告は、神戸市公報への掲載又はインターネットの利用により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情によりこれらの方法によることができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれらの方法に代えることができる。

### 第2章 組織

#### 第1節 役員及び職員

#### (役員)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

#### (役員の仕事及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第18条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第16条に規定する理事会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。



6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は神戸市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第10条 理事長は、市長が任命する。

（学長の任命等）

第11条 神戸市看護大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命する。

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第71条第7項の規定により副理事長となる学長は、学長選考会議（以下「選考会議」という。）の選考に基づき、理事長が任命する。

3 選考会議は、次に掲げる者各3人により構成する。ただし、第1号に掲げる者については、少なくとも1人は第19条第2項第4号に掲げる者を含めることとし、第2号に掲げる者については、少なくとも1人は第22条第2項第5号に掲げる者を含めることとする。

(1) 第19条第1項の経営審議会を構成する委員（理事長及び副理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者

(2) 第22条第1項の教育研究審議会を構成する委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者

4 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 議長は、選考会議を主宰する。

6 前3項に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（理事の任命）

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事の任命に当たっては、現に法人の役員又は職員である者以外の者が含まれるようにしなければならない。

（監事の任命）

第13条 監事は、市長が任命する。

（役員任期）

第14条 理事長の任期は、4年とする。

2 副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。

3 理事の任期は、2年とする。

4 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際に法人の役員又は職員以外の者であったときの第12条第2項の適用については、その再任の際、現に法人の役員又は職員である者以外の者とみなす。

6 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（職員の任命等）

第15条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任免その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

## 第2節 理事会

(理事会の設置及び構成)

第16条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(理事会の招集及び議事)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事が会議の目的である事項を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、理事会を主宰する。
- 5 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第18条 理事長は、次に掲げる事項を決定しようとするときは、理事会の議を経るものとする。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 神戸市看護大学の学部、学科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

## 第3章 審議機関

### 第1節 経営審議会

(経営審議会の設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、次に掲げる委員で組織する。
  - (1) 理事長
  - (2) 副理事長
  - (3) 理事
  - (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が選任する者
- 3 前項第4号に掲げる委員の数は、委員総数の過半数とする。

- 4 第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、それぞれ当該職の任期とする。
- 5 第2項第4号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第2項の委員は、再任されることができる。

(経営審議会の招集及び議事)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の委員の3分の1以上の者が会議の目的である事項を記載した書面を理事長に提出して経営審議会の招集を請求したときは、経営審議会を招集しなければならない。
- 3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、経営審議会を主宰する。
- 5 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経営審議会の審議事項)

第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項(第24条第4号に掲げるものを除く。)
- (5) 神戸市看護大学の学部、学科その他の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項(第24条第5号に掲げるものを除く。)
- (6) 職員の人事及び評価の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (7) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

## 第2節 教育研究審議会

(教育研究審議会の設置及び構成)

第22条 法人に、神戸市看護大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長(副学長を置く場合に限る。)
- (3) 学長が指名する教育研究上の重要な組織の長
- (4) 法人の事務局の長
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が指名する者

3 前項第1号から第4号までに掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。

4 第2項第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項の委員は、再任されることができる。

(教育研究審議会の招集及び議事)

第23条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 学長は、学長以外の委員の3分の1以上の者が会議の目的である事項を記載した書面を学長に提出して教育研究審議会の招集を請求したときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長は、教育研究審議会を主宰する。

5 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(教育研究審議会の審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(5) 神戸市看護大学の学部、学科その他大学の重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの

(6) 教員の人事及び評価の方針に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）

(7) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(8) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(9) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(10) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、神戸市看護大学の教育研究に関する重要事項

#### 第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学を設置し、及び運営すること。

(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第 26 条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

## 第 5 章 資本金等

(資本金)

第 27 条 法人の資本金の額は、神戸市が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として神戸市が評価した価額の合計額とする。

- 2 神戸市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として神戸市が評価した価額により資本金を増加するものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第 28 条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を神戸市に帰属させる。

## 第 6 章 雑則

(規程への委任)

第 29 条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。  
(学長の任命に関する特例)
- 2 法人の成立後最初の学長は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、法第 71 条第 6 項に規定する者のうちから理事長が任命する。
- 3 前項の学長の任期は、4 年とする。
- 4 附則第 2 項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとし、その任期は前項に定める学長の任期によるものとする。

## 附 則

変更後の定款は、公立大学法人神戸市看護大学の成立の日から施行する。

## 別表（第27条関係）

## (1) 土地

地 番	地 目	地積（平方メートル）
神戸市西区学園西町3丁目4番地	学校用地	78,148.91

## (2) 建物

名 称	所 在 地	構 造	延べ床面積 (平方メートル)
本部研究棟	神戸市西区学園西町3丁目4番地	鉄筋コンクリート造 瓦4階建て	4,084.49
教育棟南館	神戸市西区学園西町3丁目4番地	鉄筋コンクリート造 瓦3階建て	2,363.23
教育棟西館	神戸市西区学園西町3丁目4番地	鉄筋コンクリート造 瓦3階建て	2,263.58
教育棟北館	神戸市西区学園西町3丁目4番地	鉄筋コンクリート造 瓦2階建て	2,207.77
図書館	神戸市西区学園西町3丁目4番地	鉄筋コンクリート造 瓦3階建て	1,972.63
体育館	神戸市西区学園西町3丁目4番地	鉄筋コンクリート造 瓦2階建て	1,518.88
学生会館	神戸市西区学園西町3丁目4番地	鉄筋コンクリート造 瓦2階建て	1,985.87
音楽室・ホール	神戸市西区学園西町3丁目4番地	鉄骨コンクリート造 陸屋根2階建て	1,216.46
守衛室・管理室	神戸市西区学園西町3丁目4番地	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建て	10.00
体育器具庫	神戸市西区学園西町3丁目4番地	鉄筋コンクリート造 瓦平家建て	67.80
自転車置場 (東)	神戸市西区学園西町3丁目4番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板平家建て	44.10
自転車置場 (西)	神戸市西区学園西町3丁目4番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板平家建て	41.62
時計塔	神戸市西区学園西町3丁目4番地	鉄筋コンクリート造 瓦平家建て	31.14

# V 令和2年度事業報告

## 1. 事業の概要

### 1 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成

看護学部教育では、看護専門職者としての多様な対象者の個別性に対応できる実践能力を開発することを目的に、コロナ禍の下での制約はあったものの、シミュレーション教育、グループワーク、地域住民による「教育ボランティア」の導入等により、各科目に合わせた教育を行った。大学院教育では、前期課程では研究コース、CNSコース、助産学実践コース、マネジメント実践コースの4コースにおいて、高度な実践、管理、研究能力を持つ人材を育成するための研究指導を行った。また、後期課程では教育研究者、管理者の育成を目指し、看護基盤開発、看護実践開発の2領域で研究指導を行った。学生に対しては、多様な学生のニーズに対応するため、全学的な学修支援体制のもと、環境整備や生活面、健康面でのサポート、就職支援等を行った。

#### (1) 学部教育

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、新学期の授業開始日からオンライン授業を開始した。実習については、許諾の得られた施設での臨地実習のほか、オンライン実習、学内実習を行った。

オープンキャンパスの開催や高等学校訪問、ホームページでの動画の掲載等の広報拡充により受験生の確保に努めた。

#### (2) 大学院教育

オンライン授業の体制整備により社会人学生等の履修支援を行ったほか、相互連携に基づく演習や臨地実習については、オンラインの活用も含め、実習施設の指導者やCNSの協力を得て実施した。

オンラインによるオープンキャンパスの開催等により受験生の確保に努めた。

#### (3) 学生への支援

学生生活調査結果等を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済面、学修面、生活面、健康面での支援を行った。経済的支援については、新型コロナウイルス感染拡大により困窮している学生に奨学金の情報提供等の個別支援を行ったほか、法人独自の学生支援基金を創設した。

保健師、助産師、看護師の国家試験では合格目標を達成するとともに、オンラインによる就職・進路ガイダンスの開催等により就職希望者の内定率は100%となった。

### 2 学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等による大学ブランドの確立

地域の保健医療への貢献を目指し、多様な学術研究では、本市の政策課題に関する情報交換や、競争的資金獲得に向けた各種サポートを行い、研究推進を図った。また、コロナ禍の下での制約はあったものの、地域貢献・連携事業により、教育ボランティア等のコラボ教育等を推進するとともに、研修会等の開催により、地域の看護職者の資質向上と定着促進に取り組んだ。さらに、国際交流では、学術協定を締結している2大学とオンラインによる講座等を実施した。

#### (1) 地域課題の解決や健康創造都市戦略等を担う学術研究の推進

大学と本市との間で情報交換を適宜実施し、コロナ禍の保健医療福祉に関する諸課題について連携を深めた。

教員間等で競争的資金獲得に向けた申請支援を行い科学研究費の採択率の目標を達成した。

(2) 市民との連携、交流による地域の保健医療への貢献の推進

コロナ禍における制限の中、実施方法を工夫するなどして、「まちの保健室」や「コラボカフェ」等の地域貢献・連携事業を実施した。

新型コロナウイルス感染症にかかる兵庫県と本市への電話相談業務への支援、本市の新型コロナウイルス感染症軽症者宿泊療養施設の立ち上げや運営の支援、本市保健所保健師業務への協力等を行った。

さらに、看護専門職講座等の開催、卒業生へのキャリア相談、市民病院群との大学院科目を含む聴講制度等による優秀な看護人材の輩出、地域の看護職者の資質向上と定着促進に取り組んだ。

(3) グローバルな視点を培う国際交流の推進

英語を母語とする教員によるEnglish lunch timeを対面とオンラインのハイブリッド方式も含めて継続実施したほか、米国・ワシントン大学看護学部教員によるオンライン講座、また、ベトナム・ダナン大学看護学部教員による授業と学生交流イベントをオンラインで実施した。

3 業務運営及び財務内容の改善

法人化後の組織運営体制の構築、業務内容に応じた適正で効率的な職員配置を行うとともに、事務の外部委託、ICTの活用等による業務の効率化に努め、業務運営を推進した。

(1) 効率的で機動的な運営体制の構築による地域の発展への貢献

運営調整会議において法人、大学運営にかかる方針の検討と方針決定に至るまでの審議過程を決定するとともに、各部門の情報共有を図った。新たな地域連携・国際交流・生涯教育に関する組織横断的なセンターについて、関連業務の把握と事務局での事務分掌の見直しを行った。

(2) 優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事組織制度の構築

新たに創設した特任教員制度により、特任教員を採用した。また、外部講師を非常勤講師と特別講師に区分したほか、科目特別講師の導入を決定するなど多様な人材の確保に取り組んだ。

(3) 教育環境の整備、充実

教育設備の計画的な更新やICTを活用した教育環境の充実を図るとともに長期保全計画の策定に着手した。

(4) 自己点検評価による質の改善、情報公開による透明性の確保

自己点検評価結果等を年度計画に反映させる仕組みを作るとともに、法人情報の発信を含めた機動的な広報に取り組んだ。

(5) 心身の健康と安全の確保、危機管理体制の整備、ハラスメント行為の防止

健康診断の実施等により健康管理を推進するとともに、ハラスメント防止に関する研修の実施やリーフレットの配布を行った。

(6) 多様な自己収入の確保、充実と業務の改善、経費の適正化



兵庫県の補助事業に応募、採択されたほか、法人独自の学生支援基金を創設し、広く周知した。また、Web 出願システムの導入、規程集のシステム化を行ったほか、学務システム、図書館システムの更新に向けた検討を行った。

2. 損益計算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	1,170,851,116	経常収益	1,206,204,713
業務費	1,035,902,675	運営費交付金収益	887,123,543
教育経費	98,382,099	授業料収益	232,056,114
研究経費	30,817,230	入学金収益	46,984,600
教育研究支援経費	38,276,231	検定料収益	7,676,800
人件費	868,427,115	補助金等収益	13,495,000
一般管理費	133,708,215	寄附金収益	1,410,162
財務費用	1,079,026	資産見返負債戻入	4,483,343
支払利息	1,079,026	雑益	12,975,151
雑損	161,200		
経常費用合計	1,170,851,116	経常収益合計	1,206,204,713
		当期純利益	35,353,597
		当期総利益	35,353,597

※神戸市からの収入

(1) 運営費交付金 928,720 千円

（但し、資産取得への充当等があるため、損益計算書の運営費交付金収益は 887,124 千円）

(2) 受託料 一千円

3. 貸借対照表（令和3年3月31日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
固定資産	8,760,507,050	固定負債	551,628,599
有形固定資産	8,752,458,030	資産見返負債	531,324,179
土地	6,420,000,000	長期リース債務	20,304,420
建物	1,803,023,250		
工具器具備品	27,759,043	流動負債	190,534,796
図書	501,675,737	運営交付金債務	43,266,879
無形固定資産	8,049,020	寄附金債務	3,892,060
ソフトウェア	8,049,020	未払金	78,299,688
		リース債務	7,147,516
流動資産	233,035,123	未払費用	3,446,054
現金及び預金	199,006,727	預り金	8,488,228
前払金	7,162	預り科学研究費補助金等	36,595,626
立替金	29,707	賞与引当金	9,398,745
その他未収入金	33,991,527		
		純資産の部	
		資本金	8,340,000,000
		資本剰余金	△ 153,811,264
		損益外減価償却費累計額	△ 153,811,264
		利益剰余金	65,190,042
		目的積立金	29,836,445
		当期未処分利益	35,353,597
資産合計	8,993,542,173	負債・純資産合計	8,993,542,173

#### 4. 損益明細書

##### (1) 収入内訳表

(単位：円)

科 目	収 入	内 訳				
		運営費交付金	補助金等収入	受託事業等収入	授業料等収入	その他収入
運営費交付金収益	887,123,543	887,123,543	-	-	-	-
授業料収益	232,056,114	-	-	-	232,056,114	-
入学金収益	46,984,600	-	-	-	46,984,600	-
検定料収益	7,676,800	-	-	-	7,676,800	-
補助金等収益	13,495,000	-	13,495,000	-	-	-
寄附金収益	1,410,162	-	-	-	-	1,410,162
資産見返負債戻入	4,483,343	1,595,017	-	-	297,273	2,591,053
雑益	12,975,151	-	-	-	-	12,975,151
合 計	1,206,204,713	888,718,560	13,495,000	-	287,014,787	16,976,366

##### (2) 支出内訳表

(単位：円)

科 目	支 出	内 訳		
		人件費	物件費等	減価償却費
教育経費	98,382,099	-	89,507,411	8,874,688
研究経費	30,817,230	-	30,817,230	-
教育研究支援経費	38,276,231	-	38,276,231	-
人件費	868,427,115	868,427,115	-	-
一般管理費	133,708,215	-	130,899,560	2,808,655
財務費用	1,079,026	-	1,079,026	-
雑損	161,200	-	161,200	-
合 計	1,170,851,116	868,427,115	290,740,658	11,683,343

## 5. キャッシュ・フロー計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	95,031,263
原材料, 商品又はサービスの購入による支出	△ 125,838,399
人件費支出	△ 869,606,993
その他の業務支出	△ 117,874,525
運営費交付金収入	903,302,000
授業料収入	212,634,464
入学金収入	43,882,600
検定料収入	7,676,800
補助金等収入	8,698,500
寄附金収入	4,366,222
その他収入	4,005,224
預り金等の増減	23,785,370
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 28,061,379
有形固定資産の取得による支出	△ 28,061,379
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,983,878
リース債務の返済による支出	△ 6,904,852
利息の支払額	△ 1,079,026
資金増減額	58,986,006
資金期首残高	140,020,721
資金期末残高	199,006,727

## 6. 行政サービス実施コスト計算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：円）

区 分	金 額
業務費用	877,656,016
損益計算書上の費用	1,170,851,116
業務費	1,035,902,675
一般管理費	133,708,215
財務費用	1,079,026
雑損	161,200
（控除）自己収入等	△ 293,195,100
授業料収益	△ 232,056,114
入学金収益	△ 46,984,600
検定料収益	△ 7,676,800
寄附金収益	△ 1,410,162
雑益	△ 4,770,151
資産見返運営費交付金等戻入	△ 297,273
損益外減価償却相当額	76,905,632
引当外賞与増加見積額	828,868
引当外退職給付増加見積額	△ 20,351,501
機会費用（地方公共団体出資の機会費用）	9,869,570
行政サービス実施コスト	944,908,585

# VI 令和3年度事業計画

## 1. 事業計画

- 1 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成
  - (1) 学部教育

2022年度からの新カリキュラム改正に向けて、中期計画等を踏まえて科目の新設・充実、実習の準備、科目の配置の見直しを行う。

2023年度入試から開始する社会人枠、留学生枠の設置など入試制度見直しの準備を行う。

ICTを活用した質の高いオンライン教育に向けた枠組みを検討する。

市民病院群や地域住民の協力による講義や演習を継続する。
  - (2) 大学院教育

適正な定員のあり方を検討する。

研究活動実績を評価し、インセンティブ方策と結びつける。

社会人学生が学業と両立できるように、オンラインツールを用いたWEB授業を積極的に導入する。
  - (3) 学生への支援

学生生活調査により、コロナ禍における学生の生活面、健康面、経済面でのニーズを把握し支援につなげる。

LGBT等性自認及び性的指向を理由とした差別禁止及び差別解消に関する基本理念に基づく仕組みを構築する。

市内就職促進に向けた神戸市民病院機構との連絡調整を行う。
- 2 学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等による大学ブランドの確立
  - (1) 地域課題の解決や健康創造都市戦略等を担う学術研究の推進

本市との情報交換を適宜実施し、先行的な予防策として、ICT（オンラインナーシング）を活用した、相談事業、慢性疾患管理、多職種連携システム構築支援のモデル事業を展開し、政策に寄与する研究を推進するとともに、研究成果を公開する。

国、県、市の助成金等に関する情報収集を行い、可能なものから申請、実行していく。
  - (2) 市民との連携、交流による地域の保健医療への貢献の推進

2020年度に実施した住民調査・専門職調査の結果を踏まえ、地域社会のニーズに沿った市民公開講座、参加型教育プログラムの提供を計画する。

コロナ禍における多職種連携システムや人材育成など地域包括ケアを支えるための事業を実施する。

兵庫県看護協会等との連携による看護職者の定着支援に向けたコロナ禍での新人教育を検討する。
  - (3) グローバルな視点を培う国際交流の推進

留学生の受け入れ方針や体制を検討・決定する。

オンライン講演・オンライン意見交換会等を通じて海外の大学との交流機会を提供する。
- 3 業務運営及び財務内容の改善
  - (1) 効率的で機動的な運営体制の構築による地域の発展への貢献

新たに設置する、地域連携・国際交流・生涯教育に関する「神戸市看護大学いちかんダイバーシティ看護開発センター」のもとで、テーマごとに横断的チームを編成し、新たな取り組みを進める。
  - (2) 優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事組織制度の構築

2022年度新カリキュラム改正に相応しい人員配置を検討する。

地域の課題解決に対応するため、特任教員制度等のさらなる活用を図る。

- (3) 教育環境の整備、充実  
コロナ禍を踏まえ、今後のICTを活用した教育研究活動の在り方の検討を進める。
- (4) 自己点検評価による質の改善、情報公開による透明性の確保  
分野別評価、機関別認証評価に向けて準備を行う。  
広報戦略室を設置し、効率的・効果的な広報、ホームページの円滑な更新等を進める。
- (5) 心身の健康と安全の確保、危機管理体制の整備、ハラスメント行為の防止  
定期的な安全点検を実施するとともに、教職員・学生の健康管理を推進する。  
教職員を対象とした倫理、コンプライアンス、ハラスメント防止研修を実施する。
- (6) 多様な自己収入の確保、充実と業務の改善、経費の適正化  
大型研究費助成金の獲得に向けた取り組み方針を検討する。  
修学支援基金の設置に向けた準備を行う。



## 2. 経営改善の取組み状況

理事長及び学長のリーダーシップの下、効率的で機動的な組織運営体制を構築するなど、地域の発展に貢献する大学づくりを進めていく。

### (1) 令和2年度の取組み

- 効率的で機動的な組織運営体制の構築
  - ・地域連携・国際交流・生涯教育に関する新たなセンターの、令和3年度の発足に向けて準備を進め、新センター名を「神戸市看護大学いちかんダイバーシティ看護開発センター」と定めた。
- 優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事・組織制度の構築
  - ・特任教員制度を創設し、新センター構想委員会の準備に向け1名採用した。
  - ・外部講師を非常勤講師と特別講師に区分したほか、令和3年度からの科目特別講師の導入を決定し、柔軟な教育体制の確立に努めた。
- 教育環境の整備及び財務内容の改善等
  - ・長期保全計画案の策定を検討したほか、教育機器等の更新を行い、教育環境の整備を行った。
  - ・オンラインミーティングツールやeラーニングシステムを活用したWEB授業や遠隔での実習の環境を整備した。
  - ・WEB出願システムの導入、規程集のシステム化を行った。
  - ・学生支援基金を設置した。

### (2) 令和3年度の取組み

- 効率的で機動的な組織運営体制の構築
  - ・「神戸市看護大学いちかんダイバーシティ看護開発センター」の設置により新たな取り組みを推進する。
  - ・広報戦略室の設置により広報・入試の一元化、IR、広報機能の強化を図る。
- 優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事・組織制度の構築
  - ・新カリキュラム改正に向けた人員配置を検討する。
  - ・特任教員制度等のさらなる活用を検討する。
- 教育環境の整備及び財務内容の改善等
  - ・長期保全計画に基づき計画的な施設保全を推進する。
  - ・コロナ禍を踏まえた今後のICTを活用した教育研究環境を検討する。

3. 予定損益計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：千円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	1,227,183	経常収益	1,227,183
業務費	1,048,207	運営費交付金収益	920,638
教育経費	63,715	授業料収益	213,000
研究経費	40,926	入学金収益	41,354
教育研究支援経費	38,766	検定料収益	8,200
人件費	889,800	補助金等収益	9,367
受託事業費	15,000	寄附金収益	1,000
一般管理費	178,139	受託事業収益	15,000
財務費用	837	資産見返負債戻入	5,984
支払利息	837	雑益	12,640
経常費用合計	1,227,183	経常収益合計	1,227,183
		当期純利益	0
		当期総利益	0

※神戸市からの収入

(1) 運営費交付金 935,638 千円

（但し、資産取得への充当等があるため、予定損益計算書の運営費交付金収益は920,638千円）

(2) 受託料 15,000 千円

#### 4. 予定損益明細書

##### (1) 収入内訳表

(単位：千円)

科 目	収 入	内 訳				
		運営費交付金	補助金等収入	受託事業等収入	授業料等収入	その他収入
運営費交付金収益	920,638	920,638	-	-	-	-
授業料収益	213,000	-	-	-	213,000	-
入学金収益	41,354	-	-	-	41,354	-
検定料収益	8,200	-	-	-	8,200	-
補助金等収益	9,367	-	9,367	-	-	-
寄附金収益	1,000	-	-	-	-	1,000
受託事業収益	15,000	-	-	15,000	-	-
資産見返負債戻入	5,984	1,500	-	-	1,893	2,591
雑益	12,640	-	-	-	-	12,640
合 計	1,227,183	922,138	9,367	15,000	264,447	16,231

##### (2) 支出内訳表

(単位：千円)

科 目	支 出	内 訳		
		人件費	物件費等	減価償却費
教育経費	63,715	-	60,322	3,393
研究経費	40,926	-	40,926	-
教育研究支援経費	38,766	-	38,766	-
人件費	889,800	889,800	-	-
受託事業費	15,000	-	15,000	-
一般管理費	178,139	-	175,548	2,591
財務費用	837	-	837	-
合 計	1,227,183	889,800	331,399	5,984

## 5. 資 金 計 画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	1,262,000
業務活動による支出	1,227,000
投資活動による支出	35,000
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	-
資金収入	1,262,000
業務活動による収入	1,262,000
運営費交付金による収入	951,000
授業料・入学金・検定料による収入	262,000
補助金等による収入	9,000
受託事業等収入	26,000
寄附金収入	1,000
その他の収入	13,000
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	-

## VII 主要事業の推移 (平成30年度～令和2年度)

### 1. 学生数の推移 (5月1日時点)

(単位：人)

		令和2年度					計	令和元年度		平成30年度	
		総定員	1年	2年	3年	4年		総定員	学生数	総定員	学生数
看護学部看護学科		400	95	97	99	99	390	400	397	400	399
看護学研究科	博士前期課程	56	23	28	-	-	51	56	49	56	58
	博士後期課程	9	2	5	1	-	20	9	22	9	19

### 2. 志願者数及び競争率の推移

区分	定員 (人)	令和3年度入学試験						令和2年度 入学試験		令和元年度 入学試験	
		志願者数		受験者数		合格 者数 (人)	入学 者数 (人)	志願者 (人)	倍率 (倍)	志願者 (人)	倍率 (倍)
		志願者 (人)	倍率 (倍)	受験者 (人)	受験率 (%)						
推薦	25	104	4.2	104	100.0	25	25	120	4.8	96	3.8
前期	55	106	1.9	102	96.2	55	55	147	2.7	169	3.1
後期	15	167	11.1	52	31.1	15	15	123	8.2	152	10.1
編入学	10	22	2.2	20	90.9	13	11	18	1.8	22	2.0
計	105	399	3.8	278	69.7	108	106	408	3.9	439	4.2